



誠・力・光

平成29年11月15日
練馬区立北町中学校
学校だより 3号

『自由に生きると言うこと』

校長 赤木 宏行

最近街を歩いていると、何か身勝手な行動を取っている人たちが増えてきているように感じます。自分勝手な行動と自由という言葉を取り違えているのだと思います。そこで、自由と言うことについて考えてみましょう。

人は誰でもが自由でありたいと思っています。しかし、自由であると言うことは、何でも自分の考え通りにできると言うことなのではないでしょうか。ここをよく考えてみたいと思います。例えば、私がのんびりベンチに座って雑誌でも読んでいたいと思っても、私の友人がその公園でサッカーをしたいという。そのまま双方とも譲らなければ、口げんかになってしまうかもしれません。思う通りにならないければ、自由ではないのでしょうか。そこで第一に考えて欲しいことは、自分が自由でありたいと思うのと同じように、友人も自由でありたいと思っていますということです。ですから各個人が、他の人の自由を大切にしていればどうでしょうか。そのためには、少しの我慢する心が必要になってくるのです。どんな時に我慢をするのかというと、自分の自由を通したために、他の人が困ったり、不愉快な思いをしたり、迷惑に思ったりする時です。電車の中で、「携帯電話を他の人のために使用しないでください」とアナウンスされていますね。電車の中にいる他の人の健康を阻害したり、読書や考え事をしている人の自由を奪ってしまうからです。他の人への迷惑や自由を奪ってしまうような行為は自分勝手な行動としか思われません。これは良く理解できる例の一つです。私を含めて大人達が気を付けなければならないことだと思います。

そこで自らの行動が、周囲の人にどんな影響を与えているのかを考えることが重要になるのです。その答えを教えてくれる一つのきっかけが、「学校生活でのきまり」です。「きまり」というのは、全ての生徒が安全に快適に過ごすためにあります。ある特定の生徒のためにだけあるのではないのです。この考え方は、「学校生活でのきまり」にとどまらず、この日本という国では、「日本国憲法」以下の種々の法律があります。人が集団生活の中で、他人に迷惑をかけず、自分自身も自由を大切に考えていくためのきまりなのです。小学生や中学生は、その集団生活の仕方を学校で勉強しているのです。

少し前の話ですが、ラジオでインタビューされている高校生が「学校のきまりは厳しいとは思わない。守るのが当然のことばかりですよ」と言っていました。この生徒には、学校のきまりは人に言われて守るものではなく、自分自身のきまりになっているのです。ですから、縛られる感じがしないのでしょうか。このような人を自立した人というのです。本当の自由とは、この自立した人こそが味わえるものだと思います。

勝手な行動と自由に生きると言うこと、他の人の思いや立場を考えて行動できるような人になって欲しいと願っています。

オリンピック・パラリンピック教育



夢・未来プロジェクト

11月11日（土）に夢・未来プロジェクトとして、新井周さんをお招きして、講演・交流体験をいたしました。保護者の皆様にも参加いただき、ありがとうございました。

東京都教育委員会がオリンピック・パラリンピック教育の一環として、4つのプロジェクトを計画・実施しています。今回は、4つのプロジェクトうちの1つです。この夢・未来プロジェクトは、オリンピックと直接交流することで、生徒がオリンピック・パラリンピックの素晴らしさを実感するとともに、スポーツへの関心を高め、夢に向かって努力したり困難を克服したりする意欲を培う取り組みです。

新井周選手は、卓球男子シングルス・ダブルスの日本代表選手として、2004年アテネオリンピックに参加されました。全日本選手権でも混合ダブルスで優勝、シングルス・ダブルスでも準優勝という成績を残しています。



学校生活臨時支援員の紹介

11月10日（金）より、支援員として横田啓太さんが勤務しています。各クラスに支援として、加わることがありますのでよろしくお願いいたします。勤務日は水曜・金曜になります。生徒のみなさんには、22日の期末考査終了後、紹介します。



はじめまして、日本体育大学から参りました、横田啓太です。小学校から現在までサッカーをしていることもあり、とにかく身体を動かすことが大好きです。元気よく生徒一人一人と関わっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

お願い！

学校連絡メールの登録をお願いします。

10月には、台風21号による影響で、登校時間を遅らせる措置をとらせていただきました。学校連絡メール・学校ホームページ・電話連絡網の手段を使用しましたが、連絡がうまく伝わらなかったご家庭があったようです。

学校連絡メールにまだ登録されていないご家庭は、4月に配布した「利用登録のお願い」のプリントをご覧になり至急登録をお願いします。1年更新となりますので、毎年新たに登録が必要となります。ご注意ください。プリントが見当たらない場合は、担任に問い合わせてください。

